

学会誌編集委員会運営細則

1. 趣旨

会則第3条第2項（第26条2項）による学会誌編集委員会（以下、「編集委員会」という。）の組織および運営は、本細則によって行うものとする。

2. 組織

- (1) 編集委員会、委員長、副委員長および委員で構成する。
- (2) 副委員長は1名以上3名以内、委員は4名以上12名以内とする。
- (3) 委員長および副委員長は、会長が理事の中から選任する。
- (4) 委員は、委員長が会員の中から選任する。ただし、少なくとも4名は理事または幹事の中から選任する。

3. 任期

- (1) 委員長および副委員長の任期は常任理事の任期を上限とし、会長の任期を超えないものとする。また、再任は妨げない。
- (2) 委員の任期は、委員長の任期を超えないものとする。また、再任は妨げない。

4. 業務内容

- (1) 学会誌は年に2号以上を発行する。
- (2) 編集委員会は、学会誌『原価計算研究』の編集および発行に関する業務を担当する。業務の作業手順については、別に要項として定める。

5. 編集委員の投稿

編集委員は、『原価計算研究』学会誌投稿規程に定める投稿資格に基づいて投稿することができる。

6. 論文の分量および体裁

論文の分量および体裁等は、別に定める『原価計算研究』執筆要項によるものとする。

7. レフリー制度

- (1) レフリー制度の運営は、「レフリー制度運用基準」によるものとする。
- (2) 編集委員会は、「レフリー制度運用基準」に規定する査読基準および「受理／非受理」の判定基準にしたがって「受理/非受理」を決定し、執筆者、会長および常任理事会に報告する。

8. 細則の改定

本運営細則の改定は、常任理事会および理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1. 当運営細則は、平成 22 年 7 月 3 日改正学会会則第 26 条に基づき設定、同日より実施する。
2. 改定 平成 25 年 8 月 29 日
改定 平成 27 年 9 月 10 日
改定 平成 28 年 8 月 28 日